

West 売却

成 田 博

目 次

- . 本稿の目的
- . 20 世紀末の勢力図の変化
- . West Publishing Company 歴代社長
- . 売却前夜
- . 売却ののち
- . West Publishing Company 売却の要因
- . 結語

I. 本稿の目的

1876 年の John B. West & Co. による The Syllabi 創刊から 120 年後の 1996 年 2 月, West Publishing Company は, Thomson Corporation に 34 億 3000 万ドルで買収され¹⁾, 単独の出版社であることに終止符を打った。本稿では, この間の動きを追う²⁾。

1) Steven Lipin and Raju Nariseti, Thomson To Purchase West Publishing For \$ 3. 43 Billion, Wall Street Journal, February 27, 1996 (= abstract は, 1999 年 12 月 6 日, LexisNexis で確認。オリジナル原稿については, マイクロフィルムで確認) など。

2) 筆者は, 2004 年, 「世界の法情報学はいま RENSAI “A Legal Publishers’ List: Librarians Cooperate to Discern the Corporate Affiliations of U. S. Legal Publishers”」法律時報 76 巻 4 [= 通巻 942] 号 [2004 年] 154 - 157 頁 (本稿では, 以下, これを「世界の法情報学はいま RENSAI」と略記する) を, 2007 年には, 「LEXIS 誕生」成城法学 75 号 [2007 年] 161 - 184 頁を發表した。本稿で論ずる事柄は, それらと内容において重なる部分があるが, 本稿では, それらにおいて語ったことについては, その参照を願うこととし, できるだけその叙述が重複しないようにしな

II. 20 世紀末の勢力図の変化

Erwin C. Surrency, *A History of American Law Publishing*, そして、「これまで筆者が West Publishing Company 研究の過程で知りえた事柄を基礎に米国の法律出版社の状況について非常に大まかな勢力図を示すならば、オルバニー（ニューヨーク州）には Lawyers Co-operative Publishing Company, Matthew Bender があり、ボストンには Little, Brown & Co., シカゴには Callaghan & Company があった。そのほか、Charlottesville（ヴァージニア州）に Michie、「インディアナポリスに Bobbs-Merrill Company³⁾があった。更に西にはサンフランシスコに拠点を置く Bancroft-Whitney があった⁴⁾」⁵⁾。

「しかし、なんとと言っても米国最大の法律出版社は、John B. West によって創設された West Publishing Company であり、ほぼ 100 年に亘って、同社の優位は揺るがなかった。……ところが、20 世紀末の法律出版社の動きは実にめまぐるしいものであった」⁶⁾。

1987 年 8 月、オランダに拠点を置く国際的出版社 Wolters Kluwer NV⁷⁾ が誕生する⁸⁾。同社の起源を遡っていくと、その歴史は古く、同社の Corporate Chronology では、1836 年から書き起こされているが⁹⁾、筆者の問題関心から言え

ら論述を進めたい。ただ、それでも不可避免的に重複するところのあることについてはお許しを乞いたい。本稿もまた筆者の「West Publishing Company 研究」の一部をなすもののもつりであり、最終的調整は、もしも本研究を 1 冊の書物にまとめることができるならば、その段階で行いたい。

- 3) 同社は、Contemporary Legal Education Series を刊行していた。田中英夫「英米法」田中英夫＝野田良之＝村上淳一＝藤田勇＝浅井敦『外国法の調べ方』（1974 年、東京大学出版会）22 頁参照。
- 4) Bancroft-Whitney 成立の経緯については、拙稿「ウエスト出版社物語」（2）書齋の窓 507〔2001 年 9 月〕号 13 頁、「National Reporter System について」東北学院大学法学政治学研究所紀要 10 号〔2002 年〕35 頁参照。
- 5) 以上、前掲（注 2）拙稿「世界の法情報学はいま RENZA I」156 頁。原文の注は省略した。引用文中の注は本稿におけるものである。
- 6) 前掲（注 2）拙稿「世界の法情報学はいま RENZA I」156 - 155 頁。
- 7) NV は、Naamlose Vennootschap の略で「株式会社」の意である（柏木邦良『欧米亜普通会社法』（第 2 巻）〔1998 年、リンパック〕21 頁）。
- 8) Wolters Kluwer の Company Profile (Westlaw) による（=2006 年 9 月 11 日、確認）<http://www.wolters-kluwer.com> も参照。
- 9) Wolters Kluwer Company Profile (Westlaw) による（=2006 年 9 月 11 日、確認）。

ば、現在の Wolters Kluwer が 1987 年に成立したということを確認できれば、さし当たって、それで十分である。

1989 年 6 月には、International Thomson Organization と Thomson Newspapers, Ltd. が合併して Thomson Corporation ができた¹⁰⁾。Thomson Corporation は、その元を辿ればカナダの新聞社であるが、やがて英国の新聞社を買収し、更には英、米において出版社を買収していった。

1993 年には、Reed Elsevier が誕生する。Reed Elsevier PLC は、英国の Reed International P.L.C. とオランダの Elsevier NV が出資してできた合弁会社 (British-Dutch joint venture) である¹¹⁾。

こうして、1987 年から 1993 年という、10 年に満たない期間に、

Thomson Corporation

Reed Elsevier

Wolters Kluwer

という大きなグループが結成され、これら 3 グループが米国の法律出版社を合併あるいは買収のターゲットとしたのである。

以下、その具体例を挙げていくが、実は既に Thomson Corporation ができる直前の 1989 年 5 月、International Thomson Organization は、Lawyers Co-operative Publishing Company を買収していた¹²⁾。

更にそれより前、International Thomson Organization は、1979 年、Callaghan & Co. を¹³⁾、1980 年には Clark Boardman¹⁴⁾ をそれぞれ買収していたが¹⁵⁾、1991

10) Adam Mayers, Thomson firms form industry giant, The Toronto Star, June 3, 1989 (= 2000 年 2 月 14 日, LexisNexis によって確認)。

11) <http://www.r-e.com> 参照。

12) David Owen, Thomson To Buy Legal Publisher For Dollars 810 M, Financial Times, May 3, 1989 (= 2000 年 2 月 14 日, LexisNexis によって確認)。

13) Selsor v. Callaghan & Co., 609 F. Supp. 1003, at 1005 (D.C. Ill. 1985).

14) The Clark Boardman Company は、1916 年、Lawyers Cooperative Publishing で販売を担当していた Perley Clark Boardman, Alvin P. Weisker そして Edward S. Merse-drew の 3 人が、New York 州 New York City および Rochester で設立した会社である(以上、<http://west.thomson.com/about/history/> の Callaghan Clark Boardman の項による (= 2007 年 2 月 7 日, 確認))。

15) Kendall F. Svengalis, Legal Information Buyer's Guide & Reference Manual 2005, 602 (2005).

年, Callaghan & Co. と Clark Boardman とが合併され¹⁶⁾, Clark Boardman Callaghan & Co. となった¹⁷⁾。

West Publishing Company も, 1993 年には, Banks-Baldwin Law Publishing Co.¹⁸⁾ を支配下に置いた¹⁹⁾。1994 年 6 月には, Rutter Group (Encino, CA) がウエストの傘下に入った²⁰⁾。

1994 年には, Mead Data Central, Inc. によって運営されていた LEXIS が Reed Elsevier PLC の傘下に入った²¹⁾。1995 年 11 月には, Wolters Kluwer が CCH を買収している²²⁾。そして, その翌年の 1996 年, 米国法律出版界に激震が走るのである。

16) Merrill Goozner, Publisher to Shut Down Plant, Chicago Tribune, June 1, 1991 (= 2000 年 2 月 11 日, LexisNexis で確認)。

17) 以上, <http://west.thomson.com/about/history/> の Callaghan Clark Boardman の項による (= 2007 年 2 月 7 日, 確認)。

18) 1804 年, David Banks が米国最古の法律出版社と言われる Banks Law Publishing Co. を組織した。1913 年, William Edward Baldwin が, Kentucky 州 Louisville で Baldwin Law Book Company を設立した。1919 年, ケンタッキーの会社を維持したまま, クリーブランドに移り, Baldwin Law Publishing Co. of Ohio を設立した。1924 年, ニュー・ヨークに移り, 2 年間, Banks Law Book Co. 社長を務めたが, その後, 同社を買収した。1933 年, 以上 3 つの会社をまとめて, Banks-Baldwin Law Publishing Co. とした (以上, <http://west.thomson.com/about/history/> の Banks-Baldwin の項による (= 2007 年 2 月 7 日, 確認))。

19) Susan E. Peterson, West Publishing Plans to Acquire Banks-Baldwin; Cleveland Company Publishes Statutes and has Revenues of about \$6 Million, Star Tribune, June 29, 1993, 3D (= 2006 年 8 月 6 日, 確認)。同記事によれば, Banks-Baldwin Law Publishing Co. は, オハイオ, ケンタッキー州において法令集を刊行していた。従業員 125 人, 年間収益は 600 万ドルから 800 万ドルである。これによって, ウエストは, 23 州で法令集を刊行することになるという。

20) Rutter Group (Encino, CA) has agreed to become part of West Publishing's affiliated companies, Star Tribune, June 9, 1994 (1994 WLNR 3615364 = 2006 年 8 月 6 日, 確認)。

21) 前掲 (注 2)) 拙稿「LEXIS 誕生」参照。LEXIS-NEXIS JAPAN のパンフレットによる。Wall Street Journal, October 5, 1994 によれば, Reed Elsevier が LEXIS-NEXIS を 1.5 million dollars で買った (前掲 (注 2)) 拙稿「Lexis 誕生」175 頁注 (59) 参照)。

22) Kenneth N. Gilpin, Law & Tax Publisher to Be Sold for \$1.9 Billion, New York Times, November 28, 1995 (1995 WLNR 3848653 = 2007 年 2 月 7 日, 確認)。http://wolters-kluwer.com/navigation/about_us/history.htm も参照。

III. West Publishing Company 歴代社長

ここで、ウエストの歴代の社長の名を挙げておきたい。初代は言うまでもなく、John Briggs West (1882年11月1日 - 1899年8月21日)である²³⁾。以下、Horatio D. West(1899年8月21日 - 1908年8月17日), Charles W. Ames(1908年8月17日 - 1921年8月15日), Homer P. Clark(1921年8月15日 - 1932年10月21日), Henry F. Asumussen(1932年10月21日 - 1949年10月21日), Harvey T. Reid(1949年10月21日 - 1956年10月19日), Lee H. Slater(1956年10月19日 - 1968年10月18日), そして、Dwight D. Opperman と続く²⁴⁾。Dwight D. Opperman は、第二次世界大戦中、3年間、軍務に服したのち、1951年、Drake Law School を卒業した。そして、直ちに、West Publishing Company に入社した²⁵⁾。彼が社長に就任したのは1968年10月18日で、そのときから1993年まで、20年以上に亘って Opperman は社長の地位にあった。

そして、West Publishing Company の最後の社長に就任したのは、Dwight D. Opperman の息子 Vance Opperman であった。実を言えば、Vance Opperman は、West Publishing Company v. Mead Data Central, Inc. 事件²⁶⁾において West Publishing Company 側の代理人であった。1993年8月1日、Vance Opperman は、法律事務所 Opperman Heins & Paguin のパートナーを辞し²⁷⁾、同月、彼は West Publishing Company の President となった²⁸⁾。父 Dwight D. Opperman は Chairman となった²⁹⁾。

歴代社長の名前とともに、もうひとつここで語っておくべきは、1992年、

23) John Briggs West については、拙稿「ウエスト出版社物語」(4) 書齋の窓 509 [2001年11月]号38頁、拙稿「West 前史」東北学院大学法学政治学研究所紀要 10号 [2002年]71頁参照。

24) William W. Marvin, West Publishing Company 4 (1969) .

25) Marvin, *supra* note 24, at 158-159.

26) 616 F. Supp. 1571 (D. C. Minn. 1985), *aff'd*, 799 F. 2d 1219 (8th Cir. 1986), *cert. denied*, 479 U.S. 1070 (1987).

27) Tony Carideo, Vance Opperman named West Publishing president, Attorney succeeds father, who remains with company as chairman and CEO, Star Tribune, July 27, 1993, 3D (1993 WLNR 3945176 = 2006年8月6日, 確認)

28) Star Tribune, August 23, 1993 (1993 WLNR 3481433 = 2006年8月6日, 確認)

29) 注(27)参照。

本社をミネソタ州イーガンに移したことである。West Publishing Company は、1887 年、本社をセント・ポールのミシシッピ川に面した場所に建て、これを増築してきた³⁰⁾。地元紙 Star Tribune が最初にこれを報道したのは 1990 年 4 月 4 日のことである³¹⁾。Star Tribune は、このニュースを繰り返し報道している。ミネソタ州で一番大きな都市はミネアポリスであるが、州都はセント・ポールである³²⁾。そこに 19 世紀から長く存在してきた会社が出て行くというのであってみれば、関心が集まるのは当然ではあった。ちなみに、移転先のイーガンにおける West Publishing Company の address (所在地) は Opperman 660 番地である。

IV. 売却前夜

1995 年 8 月 30 日の Star Tribune に、ウエスト社が売却も含めてすべての可能性を検討しているとの報道がなされた。「ニュー・ヨーク州の投資銀行 A. G. Edwards と Goldman Sachs & Co. が、ウエストがこの変化しつつあるビジネス環境下において成功すべく、財政的に耐久力を持つことを確実にする、ありとあらゆる有効な選択肢について検討することになった、とウエストの会長で最高経営責任者 (West Chairman and Chief Executive) Dwight Opperman は従業員に語った」というのである。「その声明 (statement) において、Opperman は、何らの決定もなされてはならず、具体的行動に移るのための最終期限もなく、また、わが社としては、その査定の出た後、なんら具体的な行動に出ないということもある、ということ強調した」というのである。

それにしても、売却するとしたとき、一体、どこが買収するかという疑問が湧いてくる。これについて、「Information Industry Bulletin の編集者 Maureen

30) Address は 50 W. Kellogg Blvd .であるが、前掲 (注 23)) 拙稿「West 前史」85 - 86 頁に解説をした。建物等、物理的な事実については、Marvin, supra note 24, at 104-106 参照。

31) Richard Meryhew, West Publishing plans to move, may leave city, Star Tribune (1990 WLNR 3528131 = 2006 年 8 月 5 日, 確認)

32) 恐らくこれは常識の部類に属するであろうが、米国では、州都は必ずしも我々に馴染みのある大都市にはない。たとえば、ニューヨーク州の州都はニューヨークではないし、イリノイ州の州都もシカゴではなく、カリフォルニア州の州都もロサンゼルスではない。

Fleming は、『間違いなく Thomson でしょう。トムソンは、1年前、Mead をめぐって Reed Elsevier と競り合って負けましたから』と語った。実際、「Thomson は、Lexis あるいは WESTLAW に比肩しうる legal online service を持っていなかった。Dow Jones, Washington Post Co. の名前も買収希望者 (suitor) としてあがっている³³⁾。

このあと、取材は拒否され、情報を得ることは容易でなかったのであろう、買収に関する記事が Star Tribune に出るのは年が明けたあとの2月8日である。

「1月31日、すべての部局の掲示板に、噂や見込み (rumor and speculation) は相手にしないように、と従業員に注意を促す Opperman からの注意が張り出された。『同様の内容のものが、クリスマス前にも配られ、そこには、『3月半ば頃には』会社は会社としての分析を完了するだろうと書かれてあった』という³⁴⁾。

しかし、噂に踊らされるなどいわれたところで、最初に会社売却の話を持ち出したのは会社の側であって、従業員ではない。そういう話をしておきながら情報が与えられないのでは疑心暗鬼になっても無理はないであろう。しかも、この段階では、水面下で話は進んでいたといっておそらく間違いはないのである。

V. 売却ののち

1996年2月27日、Star Tribune は、「West Publishing Co. sold to Canada's Thomson Corp.」と題する John J. Oslund 記者の記事を掲げた³⁵⁾。

別の記事に2つの会社の比較が載っているが、それによれば、ウエストの1995年の売上げが、推定で8億2500万ドルであるのに対して、Thomson Corporation の94年の売上げは、63億5000万ドルであって、文字通り、「桁が違う」のである。従業員数について言えば、ウエストの6500人というだけでも

33) 以上、John J. Oslund, West Publishing looks at options, including sale; Eagan firm hires investment bankers to help find 'financial strength to succeed', Star Tribune, August 30, 1995 による (1995 WLNR 4374324 Section: BUSINESS = 2006年8月6日, 確認)。

34) Terry Fiedler, Waiting at West; Anxious employees still lacking facts as rumors persist on firm's future, Star Tribune, February 8, 1996 (1996 WLNR 5045141 = 2006年8月6日, 確認)。

35) 1996 WLNR 5047639 = 2007年2月7日, 確認。

相当の数ではあるが、Thomson は、世界全体で、であろうが、4 万 5000 人となっている³⁶⁾。これだけの巨大企業が、しかも、キャッシュで支払いをするというのである。このオファーは、拒絶するには余りに魅力的過ぎたのであった。

もっとも Thomson Corporation によるウエストの買収は反トラスト法上の問題を生じ³⁷⁾、問題が解決するまでに 1 年を要した。

Thomson によるウエスト社の買収は、LEXIS にも大きな影響を与えずには置かなかった。最終的には、United States Code Service、「United States Supreme Court Reports, Lawyers Edition は Reed Elsevier に売却された。現在、Lawyers Edition が Lexis Law Publishing から刊行されているのは、そうした事情による。結果論であるかも知れないが、Lawyers は 図式上では Thomson のグループに属するとされてはいるものの、Thomson の West Publishing Company 獲得のために分割させられる格好となった」³⁸⁾。

Lawyers は West Group に所属する。American Law Report, Annotated は West Group から出ていながら、Corbin on Contracts, Ballantine's Law Dictionary, Deering's California Code が LEXIS へ移った。しかし、これによって、かえって West Group と LEXIS の対立の図式は鮮明の度を増した。

American Jurisprudence 2d, Corpus Juris Secundum もまた問題にはなった。しかし、カリフォルニア大学バークレー校の Robert C. Berring の affidavit によって、両者は分割されないままに終わった³⁹⁾。

企業買収は、それでもとどまることがなかった。1996 年には、もうひとつ、その衝撃度はウエスト買収に比べて小さいかもしれないが、「Oliver Wendell Holmes, Jr. の Common Law を出版した老舗・Little, Brown & Co. 言うまでもなく、同社は、法律以外でも様々な書物を刊行してきた良心的出版社のひとつである が、法律部門を切り離して Aspen に売り、法律書から手を引

36) John J. Oslund, Thomson gets when company goals aren't met, Star Tribune, February 27, 1996 (1996 WLNR 5047689 = 2006 年 8 月 6 日, 確認)

37) United States v. The Thomson Corp. & West Publishing Company, 949 F. Supp. 907, 909 (D.C., 1996) .

38) 前掲(注2)) 拙稿「世界の法情報学はいま RENSAI 」155 頁。原注は省いた。

39) U.S. v. The Thomson Corp., 949 F. Supp. 907, at 917 (D.D.C. 1996) .

いた」⁴⁰⁾。

まず、1986年、タイム社 (Time Inc.) が、Little, Brown & Co. を買収した⁴¹⁾。1996年になって、Little, Brown & Co. と Warnerbooks とが合併し、Time Warner Trade Publishing となった。これは、のちに、Time Warner Book Group と名を変える。そして、それと同時に、Time Warner は Little, Brown & Co. の法律部門を Wolters Kluwer に属する Aspen Law & Business に売った⁴²⁾。それによって、たとえば、Richard A. Posner, *Economic Analysis of Law* が、Little, Brown & Co. から Aspen Law & Business に移った。

1998年3月、Reed Elsevier と Wolters Kluwer との合併の話がうまくいかなかったという報道がなされてはいる⁴³⁾。しかし、同年7月31日、Reed Elsevier は、Times-Mirror から「Matthew Bender & Company を買収した。また、同年、1996年に Shepard's Citations の半分の権利を既に Times Mirror Company から買い取っていたが、さらに残り半分の権利を取得し、Shepard's Citations を完全に支配した。これに伴い、Westlaw においては、もはや Shepard's Citations の利用ができなくなった」⁴⁴⁾。1996年、Reed Elsevier による半分の権利の取得にウエスト社は危険を感じ、KeyCite の開発に着手したのではないが。実際、Westlaw において KeyCite が利用可能になったのは1997年7月のことである⁴⁵⁾。

以上のような合従連衡の結果として、1987年から1993年にかけて成立した Wolters Kluwer, Thomson Corporation, Reed Elsevier という3つの国際的な出版コングロマリットは、米国の主要な法律出版社を支配しつつ、今に至っているのである。

40) 前掲 (注2)) 拙稿「世界の法情報学はいま RENSAN 」155頁。

41) <http://www.hachettebookgroupusa.com/aboutus.html> (= 2006年8月3日、確認)。

42) Doreen Carvajal, Dutch Publisher Buying Division of Little, Brown, *New York Times*, August 29, 1996 (1996 WLNR 4402401 = 2007年2月9日、確認)。

43) Andrew Ross Sorkin, 2 European Publishing Giants Cancel Their Plan for Merger, *New York Times*, March 10, 1998 (1998 WLNR 3271087 = 2007年2月2日、確認)。

44) 前掲 (注2)) 拙稿「Lexis 誕生」179頁参照。

45) <http://www.law.enotes.com/west-encyclopedia/keycite> (= 2006年9月2日、確認)。

VI. West Publishing Company 売却の要因

以上、ウエストが売却されるまでの経緯をもっぱら事実即して語った。ここまでの紹介で確認できたと考えられるのは、出版界における買収が世界的な潮流として存在していたということ、そして、ウエストもまた、この世界的な買収の波に呑み込まれたということである。しかし、それだけでウエストが売却されたことを説明することはできない。最後に残された問題は、一体、ウエストが売却を余儀なくされた要因は何であったのかということであるが、筆者の考えるところは、

- A. 電子情報の出現
- B. Unpublished Opinion
- C. 引用方法 標準の崩壊

の3つである。

[A. 電子情報の出現] 既に指摘したように、米国法律出版界は、米国国内だけではなく、世界全体の出版業の中での競争にさらされていたが、実は、そのような動きが加速する原因が米国によって作られていた。それは言うまでもなく、情報の電子化であり、インターネットの普及である。勿論、最初の動きは LEXIS の出現であった。ウエストは、それに対抗して Westlaw を作り上げ、さらに、LEXIS の Star Pagination の導入に反対して訴えを提起した⁴⁶⁾。

しかし、そうしたことは無関係に事態は進んだ。まず、CD の出現、そして、インターネットの出現がウエストを脅かした。

既にインターネットの出現後のことではあるが、たとえば、1995年11月13日付の Star Tribune には LOIS (Law Office Information Systems) の話が出ている。アーカンソー州弁護士から転進した Kyle Parker は、法律書の余りの価格の高さにうんざりし、そうした状況を何とか変えたいと考えたというのである。LOIS では、州判例集の Arkansas Edition CD-ROM を1年600ドルとした。これが、ウエストでは、2500ドルの fee にくわえて、1年に760ドルかかるという。それが、競争によって、fee をなくし、660ドルまで価格を下げたこと

46) 本稿注(26)参照。

いうのである。そして、U.S. Postal Service records によれば、サウスウエスタン・レポーターの購読数が、1993 年以来、21 パーセント落ち込んでいるというのである⁴⁷⁾。この記事からは、ウエスト社の紙媒体の判例集（等々）の売り上げが、他社の CD の攻勢のほか、自社の CD によっても追い込まれていたということが明らかになる。

インターネットの出現によって判例は即座に情報として流れるようになった。これによって競争は一挙に拡大し、もはや LEXIS と Westlaw との間の戦いではなくなった。LEXIS も Westlaw も、ともに多くの競業者をもった。

まず第一に、民間企業同士の戦いがある。同じく有料であっても、より安い料金で判例を提供するところが常に出現する可能性があり、さらには無料で情報を提供するところも出現する可能性がある。当面の見かえりをそこには求めないものの、長い目で見るときには、十分、採算が取れるということはある。

もうひとつは、裁判所など国家機関が文字通り無償で判例・法令をインターネット上で公開し始めたという事実である⁴⁸⁾。判例あるいは法令をそのものを読むだけであれば、もはや LEXIS も Westlaw も不要なのである⁴⁹⁾。連邦最高裁判所、各州の裁判所あるいは連邦政府、州政府のホームページあるいは様々な大学のサイトにアクセスすれば、それで最新の判例・法令を知ることができる状況が出現した。これまで情報の供給源であったところが、朝、目を覚ましてみたら競業者になっていたと言ってもよい。情報の情報源が発表するわけであるから、私企業がいかに速報性を謳ってみたところで勝ち目はない。

[B. Unpublished Opinion] 非公判判例の増大と言うのはそれ自体、ひとつの問題であるわけであるが、ウエストを窮地に追い込んだもうひとつの要因が

47) 以上、John J. Oslund, Which Direction for West? Star Tribune, November 13, 1995 による (1995 WLNR 4381019 = 2006 年 8 月 6 日, 確認)。

48) James Wyman, Freeing the Law: Case Reporter Copyright and the Universal Citation System, 24 Fla. St. U. L. Rev. 217, at 281 (1996) に、連邦高等裁判所、各州裁判所の Web サイトが記されている。National Center for State Courts のサイト (<http://www.ncsconline.org/>)、あるいは、Villanova University School of Law の Federal Court Locator サイト (<http://www.law.villanova.edu/library/researchandstudyguides/federalcourlocator.asp>) も有益である。わが国では、<http://www.law.tohoku.ac.jp/link/uslaw-j.html#SCT> がある。

unpublished opinion の存在である⁵⁰⁾。これがインターネットで流されるようになると、ウエストの情報の独占的性格は薄れる。もちろん、ウエストも unpublished opinion を Westlaw で提供してきたが、その分、従来の紙媒体による出版業が圧迫されることになる。

[C . 引用方法 標準の崩壊] 既に別稿で指摘したように⁵¹⁾、近年、引用方法をめぐる標準の争いが激しさを増している⁵²⁾。これまでは、通称 Bluebook が標準であったが、近年は、それ以外の引用方法が主張されている。こうした動きを促した要因としては、ウエスト社が自社判例集の pagination に著作権があると主張したこと、unpublished opinion の引用をどうするかという問題、インターネットの普及である。

の「ウエスト社が自社判例集の pagination に著作権があると主張したこと」というのは、言うまでもなく、West v. Mead 事件訴訟に端を發する。これによって、「ウエスト離れ」が生じた。それは単に判例集のページ付けに著作権があるとウエストが主張したことに対する反感だけではなかった。これまた既に別稿で紹介したように、ウエストの判例集あるいは法令集への依存することが、ウエストによる著作権の主張を許すことにつながるとするならば、それは危険であると考えられたのである⁵³⁾。

の「unpublished opinion の引用をどうするかという問題」について言えば、これまでは、言うまでもなく、判例は、公式判例集の巻と頁、あるいは、ウエストの判例集の巻と頁によって特定されてきた。しかるに、unpublished opinion については、そうした「紙媒体の判例集」による特定方法がない。判例そのも

49) 問題は Citation にあるのであるが、それは後述する。

50) わが国では、指宿信「判例公刊について」(上)(下)法律時報 2001 年 9 月号 67 頁, 10 月号 91 頁, 紙谷雅子「Anastasoff v. United States, 223 F. 3d 898 (8th Cir. 2000), vacated as moot on rehearing en banc, 235 F. 3d 1054 (8th Cir. 2000) 判例集 Federal Reporter には登載されていない連邦控訴裁判所の判決の先例としての価値 < 最近の判例 >」[2002-2] アメリカ法 408 頁が unpublished opinion についての米国の議論を紹介している。

51) 拙稿「Parallel Citation と Star Pagination ひとつの予備作業」成城法学 74 号 (2005 年) 164 頁以下。

52) 引用方法の改革に関する情報は、American Bar Association の Universal Citation に関するサイト (<http://www.abanet.org/tech/ltrc/research/citation/home.html>) に詳しい。

53) 前掲 (注 51)) 拙稿 165 頁注 (24)。

のは判決年月日等によって特定はできても、当該判例の特定の箇所に言及したいときには「第何番目の段落の何行目」といったかたちでしか特定できない。

同じことはインターネットによる判例の公表についても当てはまる。それが「インターネットの普及」の問題である⁵⁴⁾。ここでも、判例そのものを読むだけであるならばインターネットによる情報だけで十分である。しかも、無料であるだけでなく、速報性においても優れている。しかし、ここでも、インターネット上での特定方法が決まらない限りは、あくまでも「紙媒体の判例集」が刊行されるまでの「暫定的な」情報であるという以上のものではない。逆に言えば、「紙媒体の判例集」による判例の特定という方法が維持されるならば、いかにインターネット情報が出現しても、ウエストの判例集の主導的地位は揺るがないのである。しかし、紙媒体による書物の刊行にはタイムラグがあり、その間、どうするのか、ということがある。結局、それは、判例を参照したいと考える人々が、一体、従来の紙媒体の判例集を「主」たるものと考え、電子情報による判例を「従」「副次的なもの」とみるか、逆に、電子情報を「主」と見るか、ということに依存するが、徐々に、我々は、電子情報に軸足を移しつつあるのであり、ウエストの判例集の刊行を待つ気持ちを持たなくなってきたのである。あるいは、それを、かえって「拘束」と感じるようになってきたのではないか、ということである。

こうした状況が、これまた Public Domain Citation あるいは Neutral Citation への動きを加速したのであった。そして、そうした引用方法が一般化すれば、ウエストの紙を媒体とする書物が存在しなくても、ウエストの判例集とは独立に判例の特定が可能になり、ウエストの優位は大きく揺らぐのである。

要するに、これは引用方法に関する「標準」を巡る支配権の争奪戦なのである。それだけに、ウエストの抵抗は大きかった。19世紀後半あるいは末にウエストは「標準」としての地位を獲得した。しかし、コンピュータの出現は、そうしたウエストの支配を少しずつ侵食し始めた。繰り返しになるが、まずは

54) の「unpublished opinionの引用をどうするかという問題」との「インターネットの普及」には重なる部分が多いことは事実であるが、やはり、厳密には分けて考えるべきであろう。

LEXIS がウエストの牙城を崩した。しかし、それでもまだウエストは「標準」ではあった。「標準」であったがゆえにウエストの判例集のページ付けを LEXIS は欲したのであった。しかし、インターネットの出現によって、あるいは、Public Domain Citation, Neutral Citation の出現によって、ウエストの紙媒体の判例集の「標準」としての地位は相対的に小さいものとなってきたことは間違いのないところである。

VII. 結 語

今から振り返ってみれば、やはり最初の躓きは、LEXIS を運営する Mead Data Central, Inc. との訴訟⁵⁵⁾であった。ただし、ウエストがページ付けについて著作権を主張したことへの反感のゆえにウエストが没落したのではない。事態はそれを越して進んでいたのである。Mead Data Central, Inc. との訴訟は終わりの始まりに過ぎなかった。

ウエストは、100 年前、速報性、正確さ⁵⁶⁾、安価⁵⁷⁾、そして判例という public domain に属する情報にさらに情報を付したこと(価値の付加)によって Official Report と同じ地位を獲得するに至った。要するに法律情報における「標準」としての地位を得た⁵⁸⁾ということであり、「標準」となったがゆえに、さらに勝ち進んだ。

ウエストは、public domain に属する判例⁵⁹⁾を編集することによって「編集著

55) West Publishing Company v. Mead Data Central, Inc., 616 F. Supp. 1571 (D.C. Minn. 1985), *aff'd*, 799F. d 1219 (8th Cir.1986), *cert. denied*, 479 U.S. 1070 (1987).

56) Marvin, *supra* note 24, at 33.

57) 前掲(注23) 拙稿「West 前史」94 頁参照。

58) Marvin, *supra* note 24, at 64-66. 前掲(注4) 拙稿「National Reporter System について」55-60 頁参照。

59) 言うまでもなく、そのことを最初に示したのが Wheaton v. Peters 判決(33 U. S. 591 (1834))であった。West Publishing Company と著作権との関係を最初に指摘したのは、Thomas J. Young, Jr., A Look at American Law Reporting in the 19th Century, 68 Law Library Journal 294 (1975) であると思われる。筆者は、この論文の存在を 1992 年から 1993 年にかけての第 1 回目の米国留学のときに知った(この論文の存在は、West Publishing Company 研究が決して無意味ではないという思いを抱かせるものであった。もっとも、どのようにしてその存在を知ったのか記憶が定かではないのは遺憾である)。なお、米国における West Publishing Company 研究(もしも、そういうものがあるとして、であるが)の歴史については、別途、原稿を準備

作物」としての判例集の著作権を主張し、それによってその地位を確保してきたことは確かであるが、しかし、それと同時に、実は、引用における「標準」となったことによってもまたその地位を安定的なものとしてきたのであった⁶⁰⁾。

しかるに、100年ののち、インターネットの出現によって、速報性、正確さ、安価という要素は、判例を提供する裁判所自体によって実現されるに至り、必ずしもウエストの専売特許ではなくなった。そして、さらに、追い討ちをかけるように、ウエストは「標準」としての地位をも脅かされ始めた。こうして、ウエストは、まさに己が勝利したのと同じ要因で敗退したのである⁶¹⁾。

* * *

ウエストにせよシェパードにせよ、彼らは彼らなりのデータベースあるいは検索システムを構築しようとしたのであった。ただ、それは19世紀のシステム まさに Berring が言うところの Before Computer System であった。それから100年を経過して、今まさに Before Computer System が崩壊の兆しを見せているということなのである。

Mayer の The Lawyers に “If you think of Lawyers Co-op as the Ford of law-book publishing and Matthew Bender as the Chrysler, then West is about half a dozen General Mortors.” という言葉が出てくるが⁶²⁾、そう言われたウエストについて、今度は、“In 1996, the West Publishing Company was purchased by the Thomson Group. For many who invest their time and energy working with legal materials, this was the commercial equivalent of the Pope announcing that the Vatican was to be taken over by Microsoft.” と Berring をして言わしめた⁶³⁾のは、いかにその衝撃が大きかったかを物語るものといっていいただろう。

している。

60) 特許法の分野においては、特許と技術標準との代替・補完関係について議論があるが(たとえば、藤野仁三『特許と技術標準』〔1998年、八朔社〕)、同様の問題は著作権法においても存在するということである。

61) これは、基本的には、前掲(注2) 拙稿「世界の法情報学はいま RENSAI 」154頁および注22)において既に指摘したところである。

62) Martin Mayer, *The Lawyers* 425 (1967). これは、*American Law Reports* の仕事に長く携わっていた Alfred Gans なる人の話として Mayer が紹介しているものである。

63) Robert Berring, *Chaos, Cyberspace and Tradition: Legal Information Transmogrified*, 12 *Berkeley Tech. L. J.* 189, at 190 (1997).

成城法学 76 号 (2007)

やがて日が傾くように West Publishing Company も少しずつ翳りを生じ、ついに 1996 年、West Publishing Company は、その名に終止符を打ったのであった。

(なりた・ひろし = 本学教授)

【付記】 本稿は、「成城大学特別研究助成金」に基づく研究 = 「情報としての法 情報化社会における法の変容とその評価」(研究代表・若松良樹教授) = の研究成果の一部である。